

工学部規程の別表

区分	必選	授業科目	単位	区分	必選	授業科目	単位	
一般 共通 科目		文化論	2	機 械 工 学 専 門 科 目	◎	コンピュータ・プログラミング	2	
		社会学	2		◎	工業力学及び演習	2	
		国際関係論	2		◎	工学実習Ⅰ	1	
		歴史	2		◎	工学実習Ⅱ	1	
		言語文化論Ⅰ(中国)	2		◎	材料力学及び演習Ⅰ	2	
		言語文化論Ⅱ(中国)	2		◎	熱力学及び演習Ⅰ	2	
		言語文化論Ⅰ(ドイツ)	2		◎	流体力学及び演習Ⅰ	2	
		言語文化論Ⅱ(ドイツ)	2		◎	CAD基礎製図	2	
		言語文化論Ⅰ(フランス)	2		◎	機械力学及び演習Ⅰ	2	
		言語文化論Ⅱ(フランス)	2		◎	工学実験Ⅰ	1	
		教育と社会	2		◎	制御工学及び演習Ⅰ	2	
		ポランディアの研究	2		◎	設計製図Ⅰ	2	
		体育実技Ⅰ	1		◎	工学実験Ⅱ	1	
		体育実技Ⅱ	1		◎	工学プロジェクト	2	
		経済学	2		◎	特別ゼミ	※3	
		スポーツ文化論	2		◎	卒業研究Ⅰ	4	
		日本国憲法	2		◎	卒業研究Ⅱ	4	
		心理学	2		○	機械工学概論	2	
		哲学	2		○	機械材料	2	
		思想と宗教	2		○	機械工作法	2	
		経済学	2		○	コンピュータ図学	2	
		科学技術史	2		○	機械設計法及び演習	2	
		仏教精神Ⅰ	2		○	計測工学	2	
		仏教精神Ⅱ	2		○	材料力学及び演習Ⅱ	2	
		地域学	2		○	熱力学及び演習Ⅱ	2	
					○	流体力学及び演習Ⅱ	2	
		計(25科目)	48		○	機構学	2	
					○	伝熱学	2	
		日本事情Ⅰ	※1		2	○	機械力学及び演習Ⅱ	2
		日本事情Ⅱ	※1		2	○	制御工学及び演習Ⅱ	2
		日本語Ⅰ	※1		2	○	設計製図Ⅱ	2
		日本語Ⅱ	※1		2	○	職業指導Ⅰ	2
		計(4科目)	8			○	航空宇宙工学概論	2
						○	職業指導Ⅱ	2
		計(29科目)	56			○	情報工学	2
						○	木材加工	※2
		英語Ⅰ	◎		1	○	自動車工学概論	2
		英語Ⅱ	◎		1	○	工作機械	2
		発展英語Ⅰ	◎		1	○	数値計算法	2
		発展英語Ⅱ	◎		1	○	精密加工学	2
		英語Ⅲ	◎		1	○	電子工作実習	2
		英語Ⅳ	◎		1	○	メカトロニクス	2
		発展英語Ⅲ	◎		1	○	内燃機関	2
		発展英語Ⅳ	◎		1	○	空気力学	2
		計(8科目)	8			○	応用数値計算法	2
						○	塑性加工	2
		キャリア・デザインⅠ	◎		2	○	流体機械	2
		キャリア・デザイン入門	◎		2	○	環境工学	2
	キャリア・デザインⅡ	◎	1	○	工学倫理	2		
	キャリア・デザインⅢ	◎	1	○	工業法規	2		
	プレゼンテーション技法	◎	2	○	システム工学	2		
	働くことの科学と実践Ⅰ	◎	2	○	生産工学	2		
	働くことの科学と実践Ⅱ	◎	2	○	ロボット工学	2		
	インターンシップⅠ	△	2	○	基礎数学演習	2		
	インターンシップⅡ	△	2	○	基礎物理演習	2		
	TOEIC初級Ⅰ	△	1	○	情報処理特講Ⅰ	2		
	TOEIC初級Ⅱ	△	1	○	情報処理特講Ⅱ	2		
	TOEIC中級Ⅰ	△	1	○	合計(57科目)	114		
	TOEIC中級Ⅱ	△	1					
	計(13科目)	20						
	計(50科目)	84						
共通 基 礎 科 目		基礎線形代数	◎	2				
		基礎線形代数演習	◎	2				
		微分学	◎	2				
		微分学演習	◎	2				
		応用線形代数	◎	2				
		応用線形代数演習	◎	2				
		積分学	◎	2				
		積分学演習	◎	2				
		微分方程式	◎	2				
		確率統計学	◎	2				
		複素関数論	◎	2				
		ベクトル解析	◎	2				
		計(12科目)	24					
		基礎物理実験	◎	2				
		物理学Ⅰ	◎	2				
		物理学Ⅱ	◎	2				
		物理学演習Ⅰ	◎	2				
		物理学演習Ⅱ	◎	2				
	化学Ⅰ	◎	2					
	栽培	◎	2					
	化学Ⅱ	◎	2					
	地球科学	◎	2					
	電磁気学	◎	2					
	生物学	◎	2					
	量子力学	◎	2					
	計(12科目)	24						
	合計(24科目)	48						

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。
 (注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。
 (注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。
 (注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。
 (注記5) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。
 (注記6) 共通基礎科目選択必修科目の内、計14単位取得を必修とする。
 (注記7) ※3は、早期卒業見込者の履修科目を示す。
 (注記8) 機械工学専門科目選択必修科目の内、計12単位取得を必修とする。

平成28年度(2016年度)以降の入学者に適用
生命環境化学科(バイオ・環境科学専攻) 授業科目表

区分	必選	授業科目	単位
一般 教養 科目		思想と宗教	2
		哲学	2
		社会学	2
		国際関係論	2
		歴史	2
		文化論	2
		言語文化論Ⅰ(中国)	2
		言語文化論Ⅱ(中国)	2
		言語文化論Ⅰ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅱ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅰ(フランス)	2
		言語文化論Ⅱ(フランス)	2
		教育と社会	2
		ポランディアの研究	2
		仏教精神Ⅰ	2
		仏教精神Ⅱ	2
		スポーツ文化論	2
		心理学	2
		日本国憲法	2
		経済学	2
		経営学	1
		体育実技Ⅰ	1
		体育実技Ⅱ	1
		地域学	2
		計(24科目)	46
		◎ 日本事情Ⅰ ※1	2
		◎ 日本事情Ⅱ ※1	2
		◎ 日本語Ⅰ ※1	2
		◎ 日本語Ⅱ ※1	2
		計(4科目)	8
		計(28科目)	54
		◎ 英語Ⅰ	1
		◎ 英語Ⅱ	1
		◎ 英語Ⅲ	1
		◎ 英語Ⅳ	1
		◎ 発展英語Ⅰ	1
		◎ 発展英語Ⅱ	1
		◎ 発展英語Ⅲ	1
		◎ 発展英語Ⅳ	1
		計(8科目)	8
		◎ キャリア・デザインⅠ	2
		◎ キャリア・デザインⅡ	2
		◎ キャリア・デザインⅢ	2
	◎ キャリア・デザインⅣ ※3	2	
	情報処理Ⅰ	2	
	情報処理Ⅱ	2	
	TOEIC初級Ⅰ	1	
	TOEIC初級Ⅱ	1	
	TOEIC中級Ⅰ	1	
	TOEIC中級Ⅱ	1	
	インターンシップ	2	
	働くことの科学と実践Ⅰ	2	
	働くことの科学と実践Ⅱ	2	
	計(13科目)	22	
	合 計(49科目)	84	
共通 基礎 科目		基礎数学	2
		線形代数	2
		微分学	2
		積分学	2
		確率統計学	2
		微分方程式	2
		計(6科目)	12
		◎ 基礎化学実験	2
		◎ 基礎化学	2
		◎ 展開化学	2
		◎ 基礎物理実験	2
		◎ 生物学実験	2
		◎ 基礎科学計算	2
		◎ 生活の科学 ※2	2
		◎ 生命の科学 ※2	2
		◎ 環境の科学 ※2	2
	◎ 基礎生物学	2	
	◎ 生物学	2	
	◎ 物理学Ⅰ	2	
	◎ 物理学Ⅱ	2	
	◎ 地学	2	
	◎ 地学実験	2	
	◎ 地球科学	2	
	計(16科目)	32	
	合 計(22科目)	44	

区分	必選	授業科目	単位
生命 環 境 化 学 専 門 科 目	◎	生命環境化学特論	2
	◎	コンピュータ・プログラミング	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学ゼミ	2
	◎	卒業研究Ⅰ ※3	2
	◎	卒業研究Ⅱ ※3	2
	◎	生態環境科学	2
	○	分析化学	2
	○	機器分析	2
	○	安全工学	2
	△	生命環境化学特別演習	2
		計(14科目)	30
		○ 生化学Ⅰ	2
		○ 生化学Ⅱ	2
		○ 生化学Ⅲ	2
		○ タンパク質科学	2
		○ 食品科学	2
	○ 免疫学	2	
	○ 細胞生物学	2	
	○ バイオテクノロジー	2	
	○ 生体機能工学	2	
	○ 神経生物学	2	
	○ 微生物・ウイルス学	2	
	○ 植物生理学	2	
	○ 環境計測Ⅰ	2	
	○ 環境計測Ⅱ	2	
	○ 環境計量Ⅰ	2	
	○ 環境計量Ⅱ	2	
	○ 環境化学	2	
	○ 資源・材料化学	2	
	○ 環境関係法規	2	
	○ 環境分析	2	
	計(20科目)	40	
	○ 有機化学Ⅰ	2	
	○ 有機化学Ⅱ	2	
	○ 有機化学Ⅲ	2	
	○ 物理化学Ⅰ	2	
	○ 物理化学Ⅱ	2	
	○ 物理化学Ⅲ	2	
	○ 無機化学Ⅰ	2	
	○ 無機化学Ⅱ	2	
	○ 無機化学Ⅲ	2	
	○ 化学工学	2	
	○ 電気化学	2	
	○ コンピュータ化学	2	
	○ 無機材料化学	2	
	○ 有機材料化学	2	
	○ 高分子化学	2	
	計(15科目)	30	
	合 計(49科目)	100	

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。
 (注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。
 (注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。
 (注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。
 (注記5) ※2の選択必修科目のうち、計4単位の取得を必修とする。
 (注記6) 早期卒業見込み者は、キャリア・デザインⅣ(※3)、卒業研究Ⅰ(※3)及び卒業研究Ⅱ(※3)を3学年の必修とする。
 (注記7) バイオ・環境科学専攻の学生は、分析化学2単位およびバイオ・環境科学系の選択必修28単位のうち12単位の取得を必修とする。

平成28年度(2016年度)以降の入学者に適用
生命環境化学科(応用化学専攻)授業科目表

区分	必選	授業科目	単位	
一般 教 養 科 目		思想と宗教	2	
		哲学	2	
		社会学	2	
		国際関係論	2	
		歴史	2	
		文化論	2	
		言語文化論Ⅰ(中国)	2	
		言語文化論Ⅱ(中国)	2	
		言語文化論Ⅰ(ドイツ)	2	
		言語文化論Ⅱ(ドイツ)	2	
		言語文化論Ⅰ(フランス)	2	
		言語文化論Ⅱ(フランス)	2	
		教育と社会	2	
		ポランティアの研究	2	
		仏教精神Ⅰ	2	
		仏教精神Ⅱ	2	
		スポーツ文化論	2	
		心理学	2	
		日本国憲法	2	
		経済学	2	
		経営学	2	
		体育実技Ⅰ	1	
		体育実技Ⅱ	1	
		地域学	2	
		計(24科目)	46	
	共 通 科 目		日本事情Ⅰ ※1	2
			日本事情Ⅱ ※1	2
		日本語Ⅰ ※1	2	
		日本語Ⅱ ※1	2	
		計(4科目)	8	
外 国 語 科 目		計(28科目)	54	
	◎	英語Ⅰ	1	
	◎	英語Ⅱ	1	
	◎	英語Ⅲ	1	
	◎	英語Ⅳ	1	
	◎	発展英語Ⅰ	1	
	◎	発展英語Ⅱ	1	
	◎	発展英語Ⅲ	1	
	◎	発展英語Ⅳ	1	
		計(8科目)	8	
キ ャ リ ア ・ デ ザ イ ン 科 目	◎	キャリア・デザインⅠ	2	
	◎	キャリア・デザインⅡ	2	
	◎	キャリア・デザインⅢ	2	
	◎	キャリア・デザインⅣ ※3	2	
		情報処理Ⅱ	2	
		TOEIC初級Ⅰ	1	
		TOEIC初級Ⅱ	1	
		TOEIC中級Ⅰ	1	
		TOEIC中級Ⅱ	1	
		インターンシップ	2	
		働くことの科学と実践Ⅰ	2	
		働くことの科学と実践Ⅱ	2	
		計(13科目)	22	
	合 計(49科目)	84		
共 通 基 礎 学 科 目		基礎数学	2	
		線形代数	2	
		微分学	2	
		積分学	2	
		確率統計学	2	
		微分方程式	2	
		計(6科目)	12	
	◎	基礎化学実験	2	
	◎	基礎化学	2	
	◎	展開化学	2	
	◎	基礎物理実験	2	
	◎	生物学実験	2	
	◎	基礎科学計算	2	
○	生活の科学 ※2	2		
○	生命の科学 ※2	2		
○	環境の科学 ※2	2		
○	基礎生物学	2		
○	物理学Ⅰ	2		
○	物理学Ⅱ	2		
○	地学	2		
○	地学実験	2		
○	地球科学	2		
	計(16科目)	32		
	合 計(22科目)	44		

区分	必選	授業科目	単位
生 命 環 境 学 科 目	◎	生命環境化学特論	2
	◎	コンピュータ・プログラミング	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学ゼミ	2
	◎	卒業研究Ⅰ ※3	2
	◎	卒業研究Ⅱ ※3	4
	○	生態環境科学	2
	○	分析化学 ※4	2
	○	機器分析	2
	△	安全工学	2
△	生命環境化学特別演習	2	
	計(14科目)	30	
化 学 専 門 科 目	○	生化学Ⅰ	2
	○	生化学Ⅱ	2
	○	生化学Ⅲ	2
	○	タンパク質科学	2
	○	食品科学	2
	○	免疫学	2
	○	細胞生物学	2
	○	バイオテクノロジー	2
	○	生体機能工学	2
	○	神経生物学	2
	○	微生物・ウイルス学	2
	○	植物生理学	2
	○	環境計測Ⅰ	2
○	環境計測Ⅱ	2	
○	環境計量Ⅰ	2	
○	環境計量Ⅱ	2	
○	環境化学	2	
○	資源・材料化学	2	
○	環境関係法規	2	
○	環境分析	2	
	計(20科目)	40	
生 命 環 境 化 学 専 門 科 目	○	有機化学Ⅰ ※4	2
	○	有機化学Ⅱ	2
	○	有機化学Ⅲ	2
	○	物理化学Ⅰ ※4	2
	○	物理化学Ⅱ	2
	○	物理化学Ⅲ	2
	○	無機化学Ⅰ ※4	2
	○	無機化学Ⅱ	2
	○	無機化学Ⅲ	2
	○	化学工学 ※4	2
	○	電気化学	2
	○	コンピュータ化学	2
	○	無機材料化学	2
○	有機材料化学	2	
○	高分子化学	2	
	計(15科目)	30	
	合 計(49科目)	100	

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。
 (注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。
 (注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。
 (注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。
 (注記5) ※2の選択必修科目のうち、計4単位の取得を必修とする。
 (注記6) 早期卒業見込み者は、キャリア・デザインⅣ(※3)、卒業研究Ⅰ(※3)及び卒業研究Ⅱ(※3)を3学年の必修とする。
 (注記7) 応用化学専攻の学生は、※4の選択必修10単位から4単位の取得を必修とし、かつ、専門科目の選択必修30単位のうち、※4の4単位を含む12単位の取得を必修とする。

平成28年度(2016)以降の入学者に適用
情報システム学科(IT専攻, 電子情報専攻) 授業科目表

区分	必選	授業科目	単位
一般 教 養 科 目		地成学	2
		文化論	2
		社会学	2
		国際関係論	2
		歴史	2
		言語文化論Ⅰ(中国)	2
		言語文化論Ⅱ(中国)	2
		言語文化論Ⅰ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅱ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅰ(フランス)	2
		言語文化論Ⅱ(フランス)	2
		教育と社会	2
		フランスの研究	2
		スポーツ文化論	2
		日本国憲法	2
		思想と宗教	2
		心理学	2
		哲学	2
		経済学	2
		経営学	2
		科学技術史	2
		体育実技Ⅰ	1
		体育実技Ⅱ	1
		仏教精神Ⅰ	2
		仏教精神Ⅱ	2
		計(25科目)	48
		日本事情Ⅰ ※1	2
		日本事情Ⅱ ※1	2
		日本語Ⅰ ※1	2
		日本語Ⅱ ※1	2
		計(4科目)	8
		計(29科目)	56
共 通 科 目	◎	英語Ⅰ	1
	◎	英語Ⅱ	1
		英語Ⅲ	1
		英語Ⅳ	1
	◎	発展英語Ⅰ	1
	◎	発展英語Ⅱ	1
	◎	発展英語Ⅲ	1
	◎	発展英語Ⅳ	1
		計(8科目)	8
	外 国 語 科 目	◎	キャリア・デザインⅠ
◎		キャリア・デザインⅡ	2
		情報と職業	2
		電気技術特講Ⅰ	2
		電気技術特講Ⅱ	2
		情報処理特講Ⅰ	2
		情報処理特講Ⅱ	2
		インターンシップⅠ	2
△		インターンシップⅡ	2
		プレゼンテーション技法	2
		働くことの科学と実践Ⅰ	2
	働くことの科学と実践Ⅱ	2	
	TOEIC初級Ⅰ	1	
△	TOEIC初級Ⅱ	1	
△	TOEIC中級Ⅰ	1	
△	TOEIC中級Ⅱ	1	
	計(16科目)	28	
	計(53科目)	92	

区分	必選	授業科目	単位	
数 学 系 科 目	○	基礎数学および演習Ⅰ	2	
	○	基礎数学および演習Ⅱ	2	
	○	微積分および演習Ⅰ	2	
	○	微積分および演習Ⅱ	2	
	○	微積分およびコンピュータ演習	2	
		線形代数および演習Ⅰ	2	
		線形代数および演習Ⅱ	2	
		線形代数およびコンピュータ演習	2	
		統計処理Ⅰ	2	
		統計処理Ⅱ	2	
		電気数学	2	
		数理解析	2	
共 通 基 礎 科 目		複素関数論	2	
		ベクトル解析	2	
		微分方程式	2	
		応用数学	2	
		計(16科目)	32	
	理 学 系 科 目		物理学Ⅰ	2
			物理学Ⅱ	2
			工業力学	2
			化学Ⅰ	2
			化学Ⅱ	2
		地球科学	2	
		地球と環境	2	
		基礎生物学	2	
		生物学	2	
		地学	2	
	栽培 ※2	2		
	量子力学	2		
	計(12科目)	24		
	合計(28科目)	56		

(注記1) 必選欄の◎印は必修科目, ○印は選択必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の△印は, 自由単位の科目を示す。

(注記3) ※1は, 留学生の履修科目を示す。

(注記4) ※2は, 中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

(注記5) ※3は, 早期卒業見込者の履修科目を示す。

(注記6) 卒業研究Ⅱ(※4)の履修は, 卒業研究Ⅰ(※4)の修得を条件とする。

区分	必選	授業科目	単位
	◎	情報システム概論 I	2
	◎	情報システム概論 II	2
	◎	コンピュータ実習 I	2
	◎	コンピュータ実習 II	2
	◎	プログラム入門	2
	◎	情報システム実習	2
	◎	情報システムゼミ	2
	◎	特別情報システム実験 ※3	2
	◎	特別情報システムゼミ ※3	2
	◎	卒業研究 I ※4	4
	◎	卒業研究 II ※4	4
	◎	IT 基礎プログラミング言語 ※5	2
	◎	IT 基礎プログラミング演習	2
	◎	IT 展開プログラミング言語	2
	◎	IT 展開プログラミング演習	2
	◎	IT 応用プログラミング言語	2
	◎	IT 応用プログラミング演習	2
	◎	情報工学実験 I	2
	◎	情報工学実験 II	2
	◎	情報工学実験 III	2
	◎	電子 電気回路 I	2
	◎	電子 電気回路演習 I	2
	◎	電子 電磁気学 I	2
	◎	電子 電磁気学演習 I	2
	◎	電子 電子回路	2
	◎	電子 電子回路演習	2
	◎	電子 電気電子基礎実験	2
	◎	電子 電気電子専門実験 I	2
	◎	電子 電気電子専門実験 II	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		ネットワーク概論	2
		アルゴリズムとデータ構造 I	2
		アルゴリズムとデータ構造 II	2
		暗号の代数学	2
		離散数学	2
		数値計算法	2
		材料科学概論	2
		ソフトウェア設計	2
		データベース	2
		人工知能	2
		情報とエネルギー	2
		電気回路 II	2
		電気回路演習 II	2
		電磁気学 II	2
		電磁気学演習 II	2
		ネットワーク構築と管理	2
		計測工学	2
		システム工学	2
		シミュレーション工学	2
		制御工学	2
		メカトロニクス	2
		知能ロボット	2
		デジタル回路	2
		データ通信	2
		伝送システム理論	2
		電気電子回路設計	2
		電子物性	2
		LSI工学	2
		デジタル信号解析	2
		デジタル信号処理	2
		知的財産権	2
		工学実習 I ※2	1
		工学実習 II ※2	1
		木材加工 ※2	2
		職業指導 I	2
		職業指導 II	2
		回路概論	2
		視覚の幾何学	2
		オペレーティングシステム	2
		分散処理システム	2
		画像工学	2
		CAD/CAM	2
		インテリジェントマテリアル	2

区分	必選	授業科目	単位
		電気機器学	2
		電磁波工学	2
		MATLABプログラミング	2
		生体信号処理	2
		情報セキュリティ概論	2
		コンピュータビジョン	2
		半導体工学	2
		情報・符号理論	2
		ロボット・ファジィと可視化	2
		フィジカルコンピューティング	2
		ネットワークコンピューティング	2
		電気材料	2
		電気法規および電気施設管理	2
		発変電工学	2
		送配電工学	2
		高電圧・放電工学	2
		合 計 (89科目)	180

(注記 1) 必選欄の◎印は必修科目、○印は選択必修科目を示す。

(注記 2) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記 3) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記 4) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

(注記 5) ※3は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

(注記 6) 卒業研究 II (※4) の履修は、卒業研究 I (※4) の修得を条件とする。

(注記 7) 専門科目区分の◎印は、IT専攻と電子情報専攻の両専攻において必修科目を示す。

○IT印は、IT専攻でのみ必修科目、

◎電子印は、電子情報専攻でのみ必修科目、

◎電子印は、電子情報専攻でのみ必修科目、IT専攻の場合は選択科目を示す。

早期卒業の認定基準

【機械工学科】機械工学専攻

3年間で卒業要件の124単位以上を修得し、下記の要件をすべて満たすこと。

- 1) 3年次前期末までに100単位以上修得すること。
- 2) 3年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得した上で、特別ゼミを履修し、「優」評価を取得すること。
- 3) 3年次後期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
- 4) 3年次後期末までの専門選択必修科目の22単位以上で「優」評価を取得すること。
- 5) 3年次後期末までの選択必修科目と選択科目のうち、34単位以上で「優」評価を取得すること。
- 6) 3年次後期末までに、専門必修科目26単位、専門選択必修科目と専門選択科目から40単位以上を取得すること。

【機械工学科】ロボティクス専攻

3年間で卒業要件の124単位以上を修得し、下記の要件をすべて満たすこと。

- 1) 3年次前期末までに100単位以上修得すること。
- 2) 3年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得した上で、特別ゼミを履修し、「優」評価を取得すること。
- 3) 3年次後期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
- 4) 3年次後期末までの専門選択必修科目の16単位以上で「優」評価を取得すること。
- 5) 3年次後期末までの選択必修科目と選択科目のうち、34単位以上で「優」評価を取得すること。
- 6) 3年次後期末までに、専門必修科目26単位、専門選択必修科目と専門選択科目から40単位以上を取得すること。

【生命環境化学科】

3年間で卒業要件の124単位以上を修得し、下記の要件すべてを満たすこと。

- 1) 3年次前期末までに自由単位を除き、100単位以上を修得すること。
 - 2) 3年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
 - 3) 3年次前期末までに自由単位を除き、共通基礎科目の選択必修科目4単位と専門科目の選択必修科目8単位を含む選択必修科目と選択科目合わせて60単位以上で「優」評価を取得すること。
- 以上1)～3)の要件をすべて満たした時に、3年次後期に「キャリア・デザインⅣ」、「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」を受講することができる。
- 4) 3年次後期のすべての必修科目で「優」評価を取得し、かつ3年次後期末までに選択必修科目と選択科目合わせて70単位以上で「優」評価を取得すること。

【情報システム学科】

3年間で124単位以上を修得し、下記の要件をすべて満たすこと。

- 1) 3年次前期末までの必修科目38単位と選択必修4単位の計42単位について、すべて「優」の評価を取得すること。
- 2) 1)の条件を満たしたときは、3年次後期に「特別情報システム実験」と「特別情報システムゼミ」を履修し、「優」の評価を取得すること。
- 3) 3年次後期末までの選択科目48単位以上で「優」の評価を取得すること。
- 4) 3年次後期末までに、専門科目の必修科目36単位、専門科目の選択科目36単位以上を取得すること。なお、専門科目の必修科目36単位とは、通常の卒業要件である40単位から、卒業研究Ⅰ(4単位)と卒業研究Ⅱ(4単位)を減じ、特別情報システム実験(2単位)と特別情報システムゼミ(2単位)を追加した単位数のことである。

別表Ⅳ

教職課程授業科目表【平成28年度（2016）の入学者に適用】

(教科に関する科目)

●中学校教諭Ⅰ種免許状（技術）

対象学科：機械工学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
木材加工 (製図及び実習を含む。)	◎	木材加工	2
金属加工 (製図及び実習を含む。)	◎	工学実習Ⅰ	1
機械 (実習を含む。)	◎	工学実習Ⅱ	1
	◎	工学実験Ⅰ	1
	◎	工学実験Ⅱ	1
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2
	◎	工業力学及び演習	2
	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2
	◎	制御工学及び演習Ⅰ	2
		コンピュータ図学	2
		メカトロニクス	2
		ロボット工学	2
		機械工作法	2
		機械設計法及び演習	2
		機械力学及び演習Ⅱ	2
		機構学	2
		制御工学及び演習Ⅱ	2
		設計製図Ⅰ	2
		設計製図Ⅱ	2
		伝熱工学	2
		熱力学及び演習Ⅰ	2
	流体力学及び演習Ⅰ	2	
電気 (実習を含む。)	◎	電子工作実習	2
栽培 (実習を含む。)	◎	栽培	2
情報とコンピュータ (実習を含む。)	◎	キャリア・デザインⅠ	2
	◎	コンピュータ・プログラミング	2
合計 (27科目)			50

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●高等学校教諭1種免許状(工業)

対象学科:機械工学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数	
工業の関係科目	◎	キャリア・デザインⅠ	2	
	◎	コンピュータ・プログラミング	2	
	◎	工学実習Ⅰ	1	
	◎	工学実習Ⅱ	1	
	◎	工学実験Ⅰ	1	
	◎	工学実験Ⅱ	1	
	◎	CAD基礎製図	2	
	◎	機械力学及び演習Ⅰ	2	
	◎	工業力学及び演習	2	
	◎	材料力学及び演習Ⅰ	2	
	◎	制御工学及び演習Ⅰ	2	
			コンピュータ図学	2
			メカトロニクス	2
			ロボット工学	2
			機械工作法	2
			機械設計法及び演習	2
			機械力学及び演習Ⅱ	2
			機構学	2
			制御工学及び演習Ⅱ	2
			設計製図Ⅰ	2
			設計製図Ⅱ	2
			伝熱工学	2
			熱力学及び演習Ⅰ	2
			流体力学及び演習Ⅰ	2
			電子工作実習	2
	職業指導	◎	職業指導Ⅰ	2
		◎	職業指導Ⅱ	2
合計(27科目)			50	

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●中学校教諭1種免許状(理科)

対象学科: 生命環境化学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
物理学	◎	物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	◎	基礎物理実験	2
化学	◎	基礎化学	2
	◎	展開化学	2
		有機化学Ⅰ	2
		有機化学Ⅱ	2
		有機化学Ⅲ	2
		物理化学Ⅰ	2
		物理化学Ⅱ	2
		物理化学Ⅲ	2
		分析化学	2
		機器分析	2
		無機化学Ⅰ	2
		無機化学Ⅱ	2
		無機化学Ⅲ	2
		コンピュータ化学	2
		有機材料化学	2
		無機材料化学	2
		高分子化学	2
		電気化学	2
		化学工学	2
		資源エネルギー化学	2
	生活の科学	2	
	生態環境科学	2	
	環境分析	2	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	◎	基礎化学実験	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
生物学		生命の科学	2
	◎	生物学	2
		基礎生物学	2
		生化学Ⅰ	2
		生化学Ⅱ	2
		生化学Ⅲ	2
		タンパク質科学	2
		細胞生物学	2

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
生物学		バイオテクノロジー	2
		生体機能工学	2
		神経生物学	2
		環境の科学	2
		食品科学	2
		微生物・ウイルス学	2
		免疫学	2
		植物生理学	2
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	◎	生物学実験	2
地学	◎	地学	2
		地球科学	2
		環境化学	2
		環境計測Ⅰ	2
		環境計測Ⅱ	2
		環境計量Ⅰ	2
		環境計量Ⅱ	2
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	◎	地学実験	2
合計(56科目)			112

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●高等学校教諭1種免許状(理科)

対象学科: 生命環境化学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
物理学	◎	物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
化学	◎	基礎化学	2
	◎	展開化学	2
		有機化学Ⅰ	2
		有機化学Ⅱ	2
		有機化学Ⅲ	2
		物理化学Ⅰ	2
		物理化学Ⅱ	2
		物理化学Ⅲ	2
		分析化学	2
		機器分析	2
		無機化学Ⅰ	2
		無機化学Ⅱ	2
		無機化学Ⅲ	2
		コンピュータ化学	2
		有機材料化学	2
		無機材料化学	2
		高分子化学	2
		電気化学	2
		化学工学	2
		資源エネルギー化学	2
		生活の科学	2
		生態環境科学	2
		環境分析	2
生物学		生命の科学	2
	◎	生物学	2
		基礎生物学	2
		生化学Ⅰ	2
		生化学Ⅱ	2
		生化学Ⅲ	2
		タンパク質科学	2
		細胞生物学	2
		バイオテクノロジー	2
		生体機能工学	2
		神経生物学	2
		環境の科学	2
		食品科学	2
		微生物・ウイルス学	2
	免疫学	2	
	植物生理学	2	
地学	◎	地学	2
		地球科学	2
		環境化学	2
		環境計測Ⅰ	2
		環境計測Ⅱ	2
		環境計量Ⅰ	2
		環境計量Ⅱ	2

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. 「」内に表示された免許法の規定科目の修得は、その科目の1以上にわたって行うものとする。
3. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
「物理学実験, 化学実験, 生物学実験, 地学実験」(コンピュータ活用を含む。)		基礎物理実験	2
	◎	基礎化学実験	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
		生物学実験	2
		地学実験	2
合計(56科目)			112

(教科に関する科目)

- 中学校教諭1種免許状(数学)及び高等学校教諭1種免許状(数学)
対象学科:情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
代数学		基礎数学および演習Ⅰ	2
		線形代数および演習Ⅰ	2
		線形代数および演習Ⅱ	2
	◎	暗号の代数学	2
		線形代数およびコンピュータ演習	2
		離散数学	2
幾何学		基礎数学および演習Ⅱ	2
		コンピュータビジョン	2
	◎	視覚の幾何学	2
		応用数学	2
解析学	◎	微積分および演習Ⅰ	2
	◎	微積分および演習Ⅱ	2
		微積分およびコンピュータ演習	2
		電気数学	2
		ベクトル解析	2
		微分方程式	2
		数理解析	2
		複素関数論	2
		数値計算法	2
	「確率論, 統計学」	◎	統計処理Ⅰ
		統計処理Ⅱ	2
コンピュータ	◎	シミュレーション工学	2
		プログラム入門	2
		情報・符号理論	2
合計(24科目)			48

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. 「」内に表示された免許法の規定科目の修得は、その科目の1以上にわたって行うものとする。
3. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

● 中学校教諭1種免許状(技術)

対象学科：情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
木材加工 (製図及び実習を含む。)	◎	木材加工	2
金属加工 (製図及び実習を含む。)	◎	工学実習Ⅰ	1
機械(実習を含む。)	◎	工学実習Ⅱ	1
		工業力学	2
		メカトロニクス	2
電気(実習を含む。)	◎	電気回路演習Ⅰ	2
	◎	電磁気学演習Ⅰ	2
	◎	電子回路演習	2
	◎	電気機器学	2
	◎	情報システム概論Ⅱ	2
	◎	回路概論	2
		インテリジェントマテリアル	2
		電気回路Ⅰ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電子回路	2
		電気回路Ⅱ	2
		電気回路演習Ⅱ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		電磁気学演習Ⅱ	2
		電磁波工学	2
		デジタル回路	2
		伝送システム理論	2
		発変電工学	2
		電気電子回路設計	2
		半導体工学	2
	電子物性	2	
	LSI工学	2	
	デジタル信号処理	2	
	デジタル信号解析	2	
栽培(実習を含む。)	◎	栽培	2
		生物学	2
情報とコンピュータ(実習を含む。)	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		ソフトウェア設計	2
		人工知能	2
		ネットワークコンピューティング	2
		電気材料	2
		MATLABプログラミング	2
	情報とエネルギー	2	
合計(39科目)			76

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●高等学校教諭1種免許状(情報)

対象学科: 情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
情報社会及び情報理論	◎	知的財産権	2
		情報セキュリティ概論	2
コンピュータ情報処理(実習を含む。)	◎	応用プログラミング演習	2
		応用プログラム言語	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
		オペレーティングシステム	2
		計測工学	2
情報システム(実習を含む。)	◎	制御工学	2
		コンピュータ実習Ⅱ	2
		分散処理システム	2
		データベース	2
情報ネットワーク(実習を含む。)	◎	システム工学	2
		展開プログラミング演習	2
		◎ ネットワーク概論	2
		展開プログラム言語	2
		データ通信	2
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	◎	ネットワーク構築と管理	2
		◎ 情報システム概論Ⅰ	2
		コンピュータグラフィックスと可視化	2
		基礎プログラミング演習	2
		基礎プログラム言語	2
		フィジカルコンピューティング	2
		生体信号処理	2
		画像工学	2
CAD/CAM	2		
情報と職業	◎	知能ロボット	2
		情報と職業	2
合計(28科目)			56

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●高等学校教諭1種免許状(工業)

対象学科: 情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数	
工業の関係科目	◎	電気回路演習 I	2	
	◎	電磁気学演習 I	2	
	◎	電子回路演習	2	
	◎	回路概論	2	
	◎	情報システム概論 II	2	
	◎	コンピュータ実習 I	2	
			工業力学	2
			電気機器学	2
			コンピュータアーキテクチャ	2
			ソフトウェア設計	2
			インテリジェントマテリアル	2
			人工知能	2
			伝送システム理論	2
			ネットワークコンピューティング	2
			電気材料	2
			MATLABプログラミング	2
			電気回路 I	2
			電磁気学 I	2
			電子回路	2
			電気回路 II	2
			電気回路演習 II	2
			電磁気学 II	2
			電磁気学演習 II	2
			電磁波工学	2
			情報とエネルギー	2
			メカトロニクス	2
			デジタル回路	2
			発変電工学	2
			電気電子回路設計	2
			半導体工学	2
			電子物性	2
			LSI工学	2
			デジタル信号処理	2
			デジタル信号解析	2
			プレゼンテーション技法	2
	職業指導	◎	職業指導 I	2
		◎	職業指導 II	2
合計 (37科目)			74	

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教職に関する科目)

- 中学校教諭1種免許状(技術) 対象学科: 機械工学科及び情報システム学科
- 中学校教諭1種免許状(理科) 対象学科: 生命環境化学科
- 中学校教諭1種免許状(数学) 対象学科: 情報システム学科
- 高等学校教諭1種免許状(工業) 対象学科: 機械工学科及び情報システム学科
- 高等学校教諭1種免許状(理科) 対象学科: 生命環境化学科
- 高等学校教諭1種免許状(数学・情報) 対象学科: 情報システム学科

必選	開設授業科目	単位数	備考
◎	教職論	2	
◎	教育原理	2	
◎	発達・学習論	2	
◎	教育制度論	2	
◎	技術科教育法Ⅰ	2	中1種免
	技術科教育法Ⅱ	2	中1種免
	技術科教育法Ⅲ	2	中1種免
	技術科教育法Ⅳ	2	中1種免
	工業科教育法Ⅰ	2	高1種免
	工業科教育法Ⅱ	2	高1種免
	理科教育法Ⅰ	2	中・高1種免
	理科教育法Ⅱ	2	中・高1種免
	理科教育法Ⅲ	2	中1種免
	理科教育法Ⅳ	2	中1種免
	数学科教育法Ⅰ	2	中・高1種免
	数学科教育法Ⅱ	2	中・高1種免
	数学科教育法Ⅲ	2	中1種免
	数学科教育法Ⅳ	2	中1種免
情報科教育法Ⅰ	2	高1種免	
情報科教育法Ⅱ	2	高1種免	
◎	教育方法・技術論	2	
◎	道徳教育の理論と方法	2	中1種免のみ必修
◎	特別活動の理論と方法	2	
◎	生徒・進路指導の理論と方法	2	
◎	教育相談	2	
◎	教育実習Ⅰ	1	
◎	教育実習Ⅱ	2	高1種免
◎	教育実習Ⅲ	4	中1種免のみ必修
◎	教職実践演習(中・高)	2	
	合計(29科目)	59	

(注)

1. ◎印は、必修科目(中学校教諭1種免許状で33単位, 高等学校教諭1種免許状で25単位)である。
2. 教科教育法に関する科目は、取得しようとする免許教科の教育法の単位を修得しなければならない。
3. 中1種免は教育実習Ⅲを必修とし、高1種免は教育実習Ⅱ又は教育実習Ⅲを選択必修とする。
4. 教育実習Ⅱは2週間実習, 教育実習Ⅲは3週間実習である。

(教科又は教職に関する科目)

- 中学校教諭1種免許状(技術) 対象学科:機械工学科及び情報システム学科
- 中学校教諭1種免許状(理科) 対象学科:生命環境化学科
- 中学校教諭1種免許状(数学) 対象学科:情報システム学科
- 高等学校教諭1種免許状(工業) 対象学科:機械工学科及び情報システム学科
- 高等学校教諭1種免許状(理科) 対象学科:生命環境化学科
- 高等学校教諭1種免許状(数学・情報) 対象学科:情報システム学科

教科又は教職に関する科目	単位数
教育と社会	2
メディア教育論	2
学習指導Ⅰ	2
学習指導Ⅱ	2
ボランティアの研究	2
※ 道德教育の理論と方法	2
合 計	12

※「道德教育の理論と方法」は高等学校教諭一種免許状のみ選択

(注)

1. 上記の「教科又は教職に関する科目」の単位又は各学科で定める「教科に関する科目」の最低修得単位以上修得した単位と併せて、中1種免8単位、高1種免16単位以上修得すること。
2. 上記の「教科又は教職に関する科目」は、高等学校教諭一種免許状取得希望者は6科目12単位修得できます。中学校教諭一種免許状取得希望者は、「道德教育の理論と方法」が必修となるため、それ以外の5科目10単位を修得できます。

3-1 工学部履修細則 <平成28年度(2016)以降の入学者に適用>

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、学則及び工学部規程に基づき、履修の基準を定めて、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学の教育課程として、基礎教育課程（一般共通科目・共通基礎科目）、専門課程（学科専門科目）及び教職課程（教職科目）をおく。

(授業科目)

第3条 前条の各課程に関する授業科目は別表に示すとおりである。

2 年度によって前項の授業科目の一部を変更し、または設けないことがある。

3 授業科目は、必修科目、選択科目、選択必修科目及び自由単位科目にわたる。

(単位)

第4条 前条の各授業科目について認定する単位数は、別表に示すとおりである。

(卒業条件)

第5条 本学を卒業するためには、第2章第1節から第2節に定める履修の要件に従い124単位以上を修得しなければならない。

2 機械工学科（機械工学専攻、ロボティクス専攻）においては、一般共通科目を32単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目64単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科（バイオ・環境科学専攻、応用化学専攻）においては、一般共通科目を32単位以上、共通基礎科目を26単位以上、専門科目66単位以上を修得しなければならない。

4 情報システム学科（IT専攻、電子情報専攻）においては、一般共通科目を26単位以上、共通基礎科目を22単位以上、専門科目76単位以上を修得しなければならない。

第6条 各教育課程に規定した単位数を超えて取得した単位（以下自由単位という。）を他の課程に規定した単位に代用することはできない。

(履修学年)

第7条 各授業科目を履修すべき学年は別表に示すとおりである。

第8条 在籍する学年より上級の学年で履修するものと定められた授業科目を履修することはできない。

第9条 (削除)

(履修手続)

第10条 学生は毎学年の初めに、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。

3 必要ある時は臨時に履修届を提出させることがある。

第11条 届け出していない授業科目を履修することはできない。

第2章 課程

第1節 基礎教育課程

(一般共通科目)

第12条 一般共通科目は、一般教養科目、外国語科目及びキャリア・デザイン科目にわたる。

2 前項の一般教養科目、外国語科目及びキャリア・デザイン科目は、別表に示すとおりである。

第13条 一般共通科目については、各学科の課程に定めるところにより、単位を修得しなければならない。

2 機械工学科においては、外国語科目の必修科目8単位、キャリア・デザイン科目の必修科目6単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて18単位の計32単位以上を修得しなければならない。

- 3 生命環境化学科においては、外国語科目の必修科目8単位、キャリア・デザイン科目の必修科目8単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて16単位の計32単位以上を修得しなければならない。
- 4 情報システム学科においては、外国語科目の必修科目6単位、キャリア・デザイン科目の必修科目4単位、一般教養科目及びキャリア・デザイン科目の選択科目から合わせて16単位の計26単位以上を修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第14条 共通基礎科目を数学系科目と理学系科目にわけろ。

- 2 前項の数学系科目と理学系科目は、別表に示すとおりである。

第15条 共通基礎科目については、各学科の課程に定めるところにより、次の単位を修得しなければならない。

- 2 機械工学科においては、数学系科目の必修科目4単位、理学系科目の必修科目6単位、数学系科目及び理学系科目の選択必修科目と選択科目から18単位(うち選択必修科目14単位以上)の計28単位以上を修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては、数学系科目及び理学系科目から、必修科目12単位、選択必修科目と選択科目から14単位(うち選択必修科目4単位以上)の計26単位以上を修得しなければならない。選択必修科目4単位については、生活の科学・生命の科学・環境の科学から4単位を修得しなければならない。
- 4 情報システム学科においては、数学系科目から選択必修科目4単位、数学系科目及び理学系科目の選択科目から合わせて18単位の計22単位以上を修得しなければならない。

第2節 専門課程

(専門科目)

第16条 各学科における専門科目は、別表に示すとおりである。

第17条 専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

- 2 機械工学科機械工学専攻においては、必修科目32単位、選択必修科目と選択科目から32単位(うち選択必修科目12単位以上)の計64単位以上を修得しなければならない。
機械工学科ロボティクス専攻においては、必修科目32単位、選択必修科目と選択科目から32単位(うち選択必修科目10単位以上)の計64単位以上を修得しなければならない。
- 3 生命環境化学科においては、必修科目20単位、選択必修科目と選択科目から46単位(うち選択必修科目12単位以上)の計66単位以上を修得しなければならない。
- 4 情報システム学科においては、必修科目40単位のほか、選択科目36単位の計76単位以上を修得しなければならない。

第17条の2 早期卒業に関する専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

第3節 教職課程

(履修願)

第18条 教職課程の履修を希望する学生は、履修を開始する学期の初めに、学則別表Iに定める教職授業料を添えて教職課程履修願を提出し、許可を受けなければならない。

(教職に関する科目)

第19条 教職に関する科目に関しては、工学部規程別表IVにしたがって、中学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目33単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目25単位を修得しなければならない。

(教科に関する科目)

第20条 中学校教諭1種免許状(技術)を取得する場合の教科に関する科目については、工学部規程別表IVに定める免許法の規定科目から、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

- 2 高等学校教諭1種免許状(工業)を取得する場合の教科に関する科目については、職業指導I・IIの各2単位、工業の関係科目16単位を修得しなければならない。

第20条の2 中学校教諭1種免許状(理科)及び高等学校教諭1種免許状(理科)を取得する場合の教科に関する科目については、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

第20条の3 中学校教諭1種免許状(数学)及び高等学校教諭1種免許状(数学)又は高等学校教諭1種免許状(情報)を取得する場合の教科に関する科目については、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

(教科又は教職に関する科目)

第21条 教科又は教職に関する科目は、工学部規程別表Ⅳに定める教科又は教職に関する科目を含め、前3条に規定する教科に関する科目又は第19条に規定する教職に関する科目から、中学校教諭1種免許状を取得する場合は8単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は16単位を修得しなければならない。

(教育実習)

第22条 教育実習Ⅱもしくは教育実習Ⅲを履修するためには、あらかじめ教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ及び教職実践演習を除く教職に関する科目の必修科目をすべて修得しておかなければならない。

ただし、教科教育法に関する科目については、免許教科の種類に応じて、技術科教育法Ⅰ～Ⅳ各2単位又は工業科教育法Ⅰ～Ⅱ各2単位、理科教育法Ⅰ～Ⅳ(高1種免の場合は理科教育法Ⅰ～Ⅱ)各2単位、数学科教育法Ⅰ～Ⅳ(高1種免の場合は数学科教育法Ⅰ～Ⅱ)各2単位又は情報科教育法Ⅰ～Ⅱ各2単位を修得しておかなければならない。

第23条 (削除)

(教員免許に関する日本国憲法及び体育等の履修)

第24条 教員免許状取得の資格を得るためには、日本国憲法に関する科目2単位及び体育に関する科目2単位以上を修得しなければならない。

2 前項のほか、外国語コミュニケーションに関する科目2単位及び情報機器の操作に関する科目2単位を修得しなければならない。

第3章 進級及び留年

(進級)

第25条 第2学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、34単位以上を修得していなければならない。

3 生命環境化学科、情報システム学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していなければならない。

第26条 第3学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、69単位以上を修得していなければならない。

3 生命環境化学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、68単位以上を修得していなければならない。

4 情報システム学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、66単位以上を修得していなければならない。

第27条 第4学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科機械工学専攻の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目12単位及び選択科目18単位、共通基礎科目の必修科目10単位、選択必修科目と選択科目から18単位(うち選択必修科目14単位以上)、専門科目の必修科目24単位、選択必修科目と選択科目から22単位(うち選択必修科目12単位以上)の計104単位以上を修得していなければならない。

機械工学科ロボティクス専攻の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目12単位及び選択科目18単位、共通基礎科目の必修科目10単位、選択必修科目と選択科目から18単位(うち選択必修科目14単位以上)、専門科目の必修科目24単位、選択必修科目と選択科目から

- ら 22 単位（うち選択必修科目 10 単位以上）の計 104 単位以上を修得していなければならない。
- 3 生命環境化学科の学生が第 4 学年に進級するためには、実験科目の必修 12 単位及び生命環境化学ゼミの必修 2 単位を含め、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、104 単位以上を修得していなければならない。
- 4 情報システム学科の学生が第 4 学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、98 単位以上を修得していなければならない。ただしこのうち必修科目が 40 単位以上含まなければならない。

（留年）

第28条 第25条、第26条及び第27条によって進級できなかった学生（以下「留年生」という。）は、前年度に引き続き、それぞれ第 1 学年、第 2 学年、または第 3 学年に在籍するものとする。

（留年生、転入生及び編入生の履修）

第29条 留年生、転入生及び編入生は、第 8 条にかかわらず、次の各号により、上級学年の授業科目を履修することができる。

- (1) 第 1 学年の留年生は、第 2 学年のための授業科目。
- (2) 第 2 学年の留年生は、第 3 学年のための授業科目。
- (3) 第 3 学年の留年生は、卒業研究（生命環境化学科においてはキャリア・デザインⅣを含める）、及び教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ、教職実践演習を除く第 4 学年のための授業科目。
- (4) 転入学、編入学又は転学科により第 2 学年に転入又は編入した学生の履修については、前第 2 号と同様に取り扱うものとする。
- (5) 各号の規定にかかわらず学科・課程において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

（留年生、転入生及び編入生の履修）

第30条 留年した学生及び第 2 学年に転入又は編入した学生が、留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の議を経て該当学年への進級を認める。

（雑則）

第31条 第25条、第26条及び第27条の規定にかかわらず教授会が適当と認める場合には、進級を許可することができる。

附則 1 この細則は昭和54年4月1日から施行する。

2 従前の教養課程及び専門課程履修規程は昭和54年3月31日限り廃止する。

3 外国語科目の履修に関する条項を昭和53年以前に入学した学生に適用する時は、必要な移行措置を講じるものとする。

附則 この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和57年10月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成2年3月2日から施行する。

附則 この細則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、平成3年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。

附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。

附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。

[平成8年度から平成10年度までの環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。]

附則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。

附則 1. この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2. 第1条第2項については、平成14年度入学生から適用する。

附則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

3-2 他学科及び他学部の科目履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、学生が所属以外の学科（以下「他学科」という。）又は学部（以下「他学部」という。）の授業科目を履修する場合に必要な事項を定める。

(履修方法)

第2条 学生は、他学科又は他学部が開講する授業科目を履修し単位を修得することができる。

- 2 学生が在籍中に他学科の授業科目を履修できる単位数は、自由単位を含め20単位を限度とする。
- 3 工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は、附表1に定める。
- 4 工学部各学科が履修を認める他学部の授業科目は、附表2に定める。

(修得単位)

第3条 他学科又は他学部において修得した単位は、10単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。上限を超えた単位は自由単位とする。

- 2 他学科において修得した単位の取扱いは、工学部各学科が附表3に定める。
- 3 他学部において修得した単位の取扱いは、工学部各学科が附表4に定める。
- 4 生命環境化学科においては、当該学生の卒業要件に含まれない生命環境化学科の開講科目（自由単位科目及び読替科目を除く）を、他学科及び他学部履修と合わせて上限10単位の範囲内で、卒業要件の単位に参入することができる。
- 5 情報システム学科においては、情報システム学科にて開講される科目（自由単位科目及び読替科目を除く）に限り、他学科履修の上限10単位とは別に16単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。

(履修手続)

第4条 他学科又は他学部の授業科目を履修しようとする者は、所属の学科長及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に「他学科他学部科目履修許可願」を届け出なければならない。

(雑則)

第5条 この内規の変更は、教務委員会の議を経て、教授会が決定する。

附則 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成24年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成27年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附則 この内規は、平成28年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

1. 他学科他学部履修内規附表 <平成23年度(2011)以降の入学者に適用>

附表 1

1. 工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般共通科目及び共通基礎科目については、所属する学科内での履修が困難な場合に限りに、履修を認める。ただし、キャリア・デザイン科目の選択科目（インターンシップ）の履修は認めない。 ② 専門科目については、実験・実習・演習科目を除き、履修を認める。
生命環境化学科	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般共通科目については、キャリア・デザイン科目の4科目（キャリア・デザインⅡ、キャリア・デザインⅢ、キャリア・デザインⅣ、インターンシップ）を除き、履修を認める。 ② 共通基礎科目については、必修科目（基礎化学実験を除く）、及び選択1科目（地学実験）を除き、履修を認める。 ③ 専門科目については、必修科目を除き、履修を認める。ただし、コンピュータ・プログラミングの履修は認める。
情報システム学科	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般共通科目については、キャリア・デザイン科目の2科目（キャリア・デザインⅠとキャリア・デザインⅡ）を除き、履修を認める。 ② 共通基礎科目については、全科目の履修を認める。 ③ 専門科目については、必修科目を除き、履修を認める。さらに、コンピュータ実習Ⅰ、Ⅱは履修を認める。

附表 2

1. 工学部各学科が履修を認める他学部（人間社会学部）の授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	<ul style="list-style-type: none"> ① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。
生命環境化学科	<ul style="list-style-type: none"> ① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。
情報システム学科	<ul style="list-style-type: none"> ① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。

附表 3

1. 他学科において修得した単位の取扱いは、以下のとおりとする。

機械工学科	<p>① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目については、機械工学科での履修が困難な場合に限り、履修を認める。ただし、キャリア・デザイン科目の必修科目3科目（キャリア・デザインⅠ、キャリア・デザインⅡ、キャリア・デザインⅢ）の履修は認めない。情報システム学科の基礎数学、基礎数学演習を除き、卒業要件単位に含める。</p> <p>② コンピュータ・プログラミングを除き、他学科の専門科目の履修を認め、修得した単位は選択科目として卒業要件単位に含める。</p>
生命環境化学科	<p>① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。ただし、キャリア・デザイン科目の必修科目3科目（キャリア・デザインⅡ、キャリア・デザインⅢ、キャリア・デザインⅣ）の履修は認めない。機械工学科のキャリア・デザイン入門、情報システム学科のキャリア・デザインⅠを除き、卒業要件単位に含める。</p> <p>② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。ただし、コンピュータ・プログラミングは必修単位として認定する。</p>
情報システム学科	<p>① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、原則として選択単位として認定し、卒業要件単位に認定する。ただし、キャリア・デザイン科目は認めない。</p> <p>② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。</p>

※自由単位科目で修得した単位は、各学科の卒業要件の単位に含めない。

附表 4

1. 他学部（人間社会学部）において修得した単位の取扱い

機械工学科	<p>人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、すべて自由単位とする。ただし、平成27年度においては、平成25年度（2013）入学者にのみ、平成28年度においては、平成26年度（2014）入学者にのみ、働くことの科学と実践Ⅰ、働くことの科学と実践Ⅱの履修を認め、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位（一般共通科目選択科目）として認定する。</p>
生命環境化学科	<p>人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。ただし、平成28年度においては、平成26年度（2014）の入学者にのみ、働くことの科学と実践Ⅰ、働くことの科学と実践Ⅱの履修を認め、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位（一般共通科目選択科目）として認定する。</p>
情報システム学科	<p>人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。</p>

別表

1. 人間社会学部において修得した単位のうち、工学部の生命環境化学科及び情報システム学科が卒業要件の単位として認定する授業科目は、以下のとおりとする。

工学部の認定科目		人間社会学部において修得した科目（いずれか1科目）
一 般 共 通 科 目	社会学	社会学概論 現代社会と倫理
	国際関係論	20世紀の世界史 グローバル社会と地誌 英語圏文化論 国際法 国際関係論 国際交流史
	文化論	文化人類学
	心理学	自己理解の心理学 心理学入門
	哲学	哲学概論
	思想と宗教	世界の宗教と歴史 仏教の歴史と思想
	歴史	20世紀の日本史 西洋史概論 東洋史概論
	スポーツ文化論	スポーツ文化論
	経済学	ビジネス関連法 現代経済論
	経営学	経営管理論

※1 上記に該当しない人間社会学部修得単位は、すべて自由単位とする。

他学科他学部科目履修許可願

提出日 年 月 日

工学部	科	コース名
学籍番号	第 学年	
氏名	連絡先	

窓口受付	記入	確認
/ /	/ /	/ /
/ /	/ /	/ /

期別	曜日	時限	講義番号	開講学科名	授業科目名	科目の履修条件 (該当する項目のチェック欄に○をつけてください)	学科長の承認	担当教員の承認
1	前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目 <input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目		
2	前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目 <input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目		
3	前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目 <input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目		
4	前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目 <input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目		
5	前期・後期・通年					<input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目 <input type="checkbox"/> 卒業要件単位科目 <input type="checkbox"/> 自由単位科目 <input type="checkbox"/> 教職科目		

*希望する理由(該当する項目のチェック欄に○をつけてください)

自学科で開講されていないため。 必修科目と重複したため。 卒業要件単位を修得するため。 興味があるため。
 その他()

〔注意①〕 枠内を記入すること。

〔注意②〕 担当教員の履修承認(押印又はサイン)がないものは受付られない。

4. 工学部単位認定規程

(趣旨)

第1条 学則第13条に基づく単位の認定については、工学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(認定)

第2条 単位の認定は履修登録のある授業科目について行う。

第3条 当該授業科目の授業に授業実施回数の3分の2以上出席し、かつ学業成績について合格判定を受けた学生に所定の単位を修得したことを認定する。

(評定及び判定)

第4条 学業成績の評定は評語を以て示す。評語は優・良・可及び不可とする。

2 優・良及び可の成績を合格とし、不可の成績を不合格とする。

(評定の方法)

第5条 学業成績の評定は定期試験の成績によるものとする。

2 実技・実験・実習及び演習にかかわる授業科目の学業成績の評定は平常の学習状況によることができる。

3 卒業研究の成績評定は研究論文によるものとする。

第6条 学業成績の評定に定期試験及び平常の学習状況を併せ用いることができる。

(定期試験)

第7条 定期試験は原則として筆記試験によるものとする。

2 授業の担当者は、必要に応じて口述試験を筆記試験に加え、又は筆記試験に替えることができる。

第8条 定期試験実施の時期は学期末とする。

第9条 定期試験実施の授業科目及び日時は、実施する1週間より以前に公示するものとする。

(臨時試験)

第10条 授業担当者が教育上必要と認めるときは、臨時に試験を行うことがある。

(追試験)

第11条 病気又はやむを得ない事故のため、定期試験に欠席した学生にたいして追試験を行う。

第12条 追試験を受験するものは、医師の診断書又は事故を証明するに足る書類を添付して、追試験受験願を提出しなければならない。

2 前項の受験願は、定期試験終了後7日以内に教務課へ提出しなければならない。

(再試験)

第13条 定期試験による学業成績の評定によって、不可の判定を受けた学生は、学部長に再試験の受験を願うことができる。

第14条 前条の願い出があったときは、学部長は授業担当者と協議してその同意を得たときは許可する。

第15条 再試験出願の期日及び実施の期日は、その度ごとに定める。

第16条 再試験による成績の評定は、良・可又は不可とする。

(受験料)

第17条 追試験の受験料は無料、再試験の受験料は1科目3,000円とする。

(雑則)

第18条 試験に不正行為をしたときは、当該試験期の全受験科目の履修を無効とすることができる。

第19条 学費未納により退学又は除籍された者が、学費未納期間に修得した単位は、取り消す。

附則 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

5. 埼玉工業大学学生の留学に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則第39条の規定に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学に留学するときの取り扱いについて定める。

(留学の定義)

第2条 この規程において「外国の大学」とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

2 この規程において「留学」とは、本学が教育上有益であると認め、学生が休学することなく、外国の大学で学修することをいう。

(留学の資格)

第3条 留学できる者は、2年次以上の学生とする。

(出願手続)

第4条 留学しようとする者は、所定の留学願に留学しようとする大学の入学許可証又は受入承諾書等を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学科が教育上有益と認めるときは、学部の教授会の議を経て、学長が留学を許可する。

(留学期間)

第5条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、通算して2年を超えない範囲内で許可することがある。

(学費)

第6条 留学期間中の本学における学費は、所定の額を納付するものとする。

(留学終了)

第7条 留学が終了したときは、所定の留学終了届に留学した大学が発行する単位修得に関する証明書を添えて、学長に申し出なければならない。

(修得単位の取り扱い)

第8条 留学期間中に修得した授業科目の単位は、学部の教授会の議を経て、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、国内の他大学等で修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 修得したものとみなす授業科目の成績評価は「認定」とし、「G」と表示する。

(事務の所管)

第9条 学生の留学に関する事務は、教学部学生課が所管する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部の教授会の議を経て、協議会が決定する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

6. 埼玉工業大学工学部再入学規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第34条に定める再入学について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 次に掲げる者は、出願により、以前在籍した学科に限って再入学を許可することがある。

- 一 学則第42条によって退学した者 (依願退学者)
- 二 学則第54条第四号に該当し除籍された者 (行方不明の届け出があった者)

2 次の各号に該当する者は、再入学志願の資格はない。

- 一 学則第53条第3項によって退学を命ぜられた者 (懲戒退学者)
- 二 学則第54条第一号に該当し除籍された者 (学費未納者)
- 三 学則第54条第二号に該当し除籍された者 (履修届未提出者)
- 四 学則第54条第三号に該当し除籍された者 (在学8年を超えた者)

(出願書類)

第3条 再入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 再入学願 (志願の理由、退学又は除籍の理由・時期を明記のこと)
- 二 履歴書
- 三 健康診断書
- 四 写真 (2枚, 4×3cm)

(出願の時期)

第4条 出願書類は、学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。

(再入学時期)

第5条 再入学の時期は、学期の初めとする。

(手続期間)

第6条 再入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の入学手続きをしなければならない。

(納付金)

第7条 再入学者の学費は、当該再入学者の属する学年の在学生在にかかる額と同額とし、入学金は、新入学生にかかる額と同額とする。

(再入学許可)

第8条 再入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

2 編入の学年は、教授会の選考による。

(既得単位)

第9条 再入学者が本学において既に取得した単位は、再入学した学年に適用される規定に基づき、教授会において認定する。

(在学期間)

第10条 再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して8年を超えることはできない。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学部の改組に伴い、第2条第1項に掲げる者のうち、以前、環境工学科又は応用化学科に在籍した者は生命環境化学科に、電子工学科又は情報工学科に在籍した者は情報システム学科に出願することができる。

7. 埼玉工業大学工学部転入学・編入学規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第35条並びに埼玉工業大学工学部規程（以下「規程」という。）第21条に規定する転入学及び学則第36条並びに規程第22条に規定する編入学について、その取扱いを規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学工学部に転入学を志願できる者若しくは編入学を志願できる者は、次のとおりとする。

- 一 転入学を志願できる者は現に他の大学に在学する者とする。
- 二 編入学を志願できる者は次のいずれかに該当する者とする。ただし、社会人又は外国人留学生で編入学を志願できる者については別に定める。
 - ア 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業又は卒業見込みの者
 - イ 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者又は修了見込の者
 - ウ 修業年限が4年以上の大学に2年以上在籍又は在籍見込で、志願する各学科の定める単位以上を修得し退学した者又は退学見込の者

(出願書類)

第3条 転入学または編入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 転入学願（現に在学する学校長の許可書を添付のこと）または編入学願
- 二 履歴書
- 三 在学する学校又は卒業した学校の成績証明書、退学者については在籍した期間の成績証明書
- 四 在学証明書又は卒業（見込）証明書、退学者については在籍期間を証明する書類
- 五 健康診断書
- 六 写真（2枚、4×3cm）

(入学時期)

第4条 転入学・編入学の時期は学年の初めとする。

(出願期間)

第5条 出願の時期は別に定める。

(入学許可)

第6条 転入学・編入学は工学部教授会の選考を経て学長がこれを許可する。

2 選考は書類審査、面接、筆記試験等による。

(入学手続)

第7条 転入学・編入学を許可された者の入学手続きは別に定める。

(学年決定)

第8条 転入学生及び編入学生の学年は、既に修得した単位の一部又は全部を認定の上、その単位数に応じて工学部教授会の議を経て学部長が定める。

(在学期間)

第9条 転入学生は従前在学した学校と通算して8年を超えて本学に在学することはできない。

2 編入学生の在学期間は、2年編入学生は6年、3年編入学生は4年を超えることはできない。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

8. 埼玉工業大学転学部規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第38条に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）における工学部から人間社会学部又は人間社会学部から工学部への転学部の取扱いを規定することを目的とする。

(願出)

第2条 転学部を願い出る者は、その理由を記した転学部願を提出しなければならない。

2 転学部を願い出る者は、在籍する学年にかかわらず、転学部願を提出することができる。ただし、本学に1年以上在籍し、学費を納付していなければならない。

3 転学部願には、保証人の同意書を添付し、現に所属する学部長を経て提出しなければならない。

4 学部長は、転学部の願い出のあった者について、教育上支障のない限り、教授会の議を経て、転学部を許可することがある。

(選考料)

第3条 転学部を願い出る者は、選考料として5,000円を納付しなければならない。

(期限)

第4条 転学部願は、毎年2月末日までに提出しなければならない。

(選考)

第5条 転学部を願い出た者の選考は、願い出のあった学科において行う。

(単位認定)

第6条 本学での既修得単位については、願い出のあった学科の選考会議において、その一部を当該学科の修了単位として認定することがある。

(学年)

第7条 転学部を許可された者の学年は、前条により認定された単位数に基づき、学部長が定める。

(在籍期間)

第8条 転学部を許可された者の在籍期間は、現に所属する学部在籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(入学金)

第9条 転学部を許可された者の入学金については、納付することを要しない。

(学費)

第10条 転学部を許可された者の入学金を除く学費については、学則第45条によるものとする。

附則 この細則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規程にかかわらず、平成14年4月1日をもって転学部を希望する者については、平成14年3月20日までに転学部願を提出しなければならない。

9. 工学部転学科細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第38条の転学科の取扱を規定することを目的とする。

(出願)

第2条 転学科を志願する者は、その理由を記した転学科願を提出しなければならない。

2 転学科を志願する者は、現に在籍する学年にかかわらず、転学科願を提出することができる。

3 転学科願には、現に在籍する学科の学科長の承諾書及び保証人の同意書を添付しなければならない。

(期限)

第3条 転学科願は、選考料5,000円を添えて、学期の始まる2か月前に提出しなければならない。

(選考)

第4条 転学科願は、願い出のあった学科において選考の上、教授会の議を経て、学部長が許可する。

2 転学科を許可された者の学年は、学部長が定める。

(在学期間)

第5条 転学科を許可された者の在学期間は、現に所属する学科に在籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(学費)

第6条 転学科を許可された者の学費は、当該転学科者が属する学年の在籍生にかかる額と同額とする。

附則 この細則は、昭和52年2月18日から施行する。

附則 この細則は、昭和54年11月16日から施行する。

附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

[平成10年度以前の環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。]

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第5条、第6条及び第8条にかかわらず、平成14年4月1日付けをもって情報工学科へ転学科を希望する学生については、工学部長が別に定める。

附則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

10. 研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第61条に規定する研究生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学の研究生を出願できる者は、次の資格を備えた者でなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 本学において研究能力があると認められた者

(入学時期)

第3条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得ておかなければならない。

2 前項の志願者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究願
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 官公庁、その他事業所に在職するものはその所属長の同意書または依頼書
- (5) 写真(2枚、4×3cm)

(入学許可)

第5条 研究生は、学部教授会において選考し、学長が入学を許可する。

(納付金)

第6条 研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学金・授業料(研究料)を納付し、所定の入学手続きをしなければならない。

(実験実習費)

第7条 研究生の実験実習等に要する費用は、本人の負担とする。

(聴講)

第8条 研究生は開講中の授業科目を、学長の承認を得て、聴講することができる。この場合は特に聴講料を徴収しない。

(在学延期)

第9条 研究期間は1年以内とする。ただし、指導者が研究を継続する必要があると認められたときは、願出によって1年以内に限り、在学延期を許可することができる。

(終了届及び中止届)

第10条 予定の研究が終了したときは、終了届を学長に提出しなければならない。

2 予定期間の途中で研究が終了したときも、終了届を学長に提出しなければならない。

3 予定期間の途中で研究を中止したときは、中止届を学長に提出しなければならない。

(研究報告)

第11条 研究期間が終了したときは、研究報告を学長に報告しなければならない。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

11. 科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 履修を出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学則第26条に定める入学資格を有する者
 - (2) 学校教育法施行規則第98条第1号の規定により、高等学校長が教育上有益と認めたとときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒
 - (3) 教員免許状取得を目的とする場合は、学士の学位を有する者
- 2 教育実習・教職実践演習の履修を出願し得る者は、本学の卒業生に限る。

(授業科目)

第3条 履修する授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

2 授業科目によっては、教室の収容人数や授業の運営上、一定数以上の学生の履修を認めないこともある。

3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 履修を希望する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 履修願
 - (2) 履歴書
 - (3) 健康診断書
 - (4) 写真(2枚, 4×3cm)
- 2 現に他の大学、短期大学・高等専門学校・専修学校その他の教育機関に在学する者は、前項の書類のほか、当該学(校)長の出願許可証を添付しなければならない。
- 3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる1か月以前に提出しなければならない。

(入学許可)

第7条 履修の出願のあった時は、当該授業科目担当教員の考査を経て、教授会の選考に基づき、学部長がこれを許可する。

(納付金)

第8条 履修を許可された者は、7日以内に所定の手続きをとり、学則別表Ⅱの入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 前項のほか、実験・実習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

3 教員免許状取得を目的とする場合は、前2項に加え、学則別表Ⅰの教職授業料を納付しなければならない。

(単位認定)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を認定する。

2 単位認定は、学則第13条の規定を準用する。

3 認定された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続履修)

第10条 履修期間終了後、継続して履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

2 継続して履修を許可された者については、入学科を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前から継続している科目等履修者については、従前の規程を適用する。

12. 学生の諸活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学生の諸活動に対する有効適切な育成補導を目的とする。

(適用範囲)

第2条 学生は、本学の内外を問わず、また個人たると団体たるとを問わず、正規の教育学習以外の諸活動においては、本規程を守らなければならない。

(団体の結成)

第3条 学内において団体を結成しようとする時は、代表責任者を定め、規約および構成員名簿と共に、所定の許可願を学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

2 団体の構成員は本学の学生でなければならない。

(学外団体への加盟および参加)

第4条 学内団体が学外団体に加盟しようとする時は、所定の許可願に加盟員名簿を添え、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学外団体の行事に参加しようとする時も前項に準ずる。

(報告)

第5条 各団体は毎年4月末日現在で、前年度の活動報告書を役員名簿および構成員名簿に添え、5月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならない。提出のない場合は解散したものとみなす。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

第6条 各団体の予算および決算は、毎会計年度ごとの報告書を、4月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならない。

(規約の変更)

第7条 規約を変更しようとする時は、理由を明記した規約変更願を、旧規約および新規約案に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(解散)

第8条 団体が解散しようとする時は、代表責任者は理由を明記した解散願を、役員名簿および構成員名簿に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第9条 第3条において承認せられた団体において、その行為が本学の機能を害し、または秩序を乱し、およびその恐れがあると認められた時は、その活動を禁止し、またはその団体の解散を命ずることがある。

(掲示)

第10条 学生または団体が学内外に掲示しようとする時は、所定の許可願にその写しを添え、事前に学生部長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 学内における掲示は指定した場所において行い、その期間および大きさは別に定めるところによる。

3 掲示物には必ず責任者の氏名を明記しなければならない。

4 掲示期間が終了すれば、責任者は直ちに撤去しなければならない。

第11条 団体または団体が前条に違反した掲示を行った時は、その責任者または、団体が共同してその責任を負わなければならない。

2 前条に違反した掲示物は直ちに撤去する。

(集会)

第12条 学内外において、集会・対外試合・合宿練習・遊説・集団行進・示威運動・署名運動・世論調査・投票宣伝等を行おうとする時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第13条 特定の人を対象とする同窓会・講習会、または単に映写・演出のみを行う映画会・音楽会・演劇等の場合を除き、学外者の参加は許可しない。ただし、特別の場合で学長が必要と認める時は、許可することがある。

(部室)

第14条 学生の課外活動を盛んにし、その運営を円滑にするために部室を設ける。

2 部室に関する細則は別に定める。

(印刷物)

第15条 学内外を問わず、印刷物(部報、会報、研究誌、新聞、ピラ、その他これに類する一切のもの)を発行し、または配布回覧しようとする時は、所定の許可願に印刷物の原稿またはこれに代わるものを添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(施設・備品の使用)

第16条 本学の施設・備品を使用する時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(金銭を伴う行為)

第17条 学内外を問わず募金・販売等金銭の収入・支出を伴う行為は許可しない。

2 秋桜祭に関しては別に定める。

(放送)

第18条 学内において拡声器等を用いて放送しようとする時は、所定の許可願にその要旨を添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第19条 放送は授業時間中に行うことはできない。

2 授業時間外に行う場合であっても、学内における他の業務に支障をきたさないよう騒音に十分注意しなければならない。

3 前条および前2項に違反する行為があった場合は直ちに中止せしめる。

(その他禁止行為)

第20条 学生または、学生団体は次の行為をしてはならない。

- (1) 学内における政治活動
- (2) 個人または集団の威力をもって他人の自由を侵す行為
- (3) 個人または集団が暴力を用い、または用いることを示唆する行為
- (4) 教育・研究を妨げるような行為
- (5) その他学生の本分に反する行為

附則 この規程は、昭和52年1月21日から施行する。

13. 学生の諸活動に関する規程細則

(目的)

第1条 この細則は、学生の諸活動に関する規程を円滑適正に実施するために規定することを目的とする。

(許可願)

第2条 規程第3、4、7、8、10、12、15、16、18条に定める「許可願」には別表に定める事項を記入し、許可願用紙に記入欄のない事項は添付書類として、附表に指定された日時までに学生課に提出しなければならない。

(掲示の期間および寸法)

第3条 規程第10条に定める掲示の期間は、掲示許可後原則として2週間とする。掲示物の寸法は81×55cm(A1判)以内とする。

(禁止事項)

第4条 下記内容の掲示は許可しない。

- (1) 政治的中立を逸脱するもの
- (2) 虚偽の事実
- (3) 特定の個人または団体の中傷、誹謗
- (4) 学内の秩序を乱す恐れのあるもの
- (5) 学生としての品位をけがすもの

第5条 規程第3、4条の活動が下記項目に該当する時は、これを許可しない。

- (1) 政治活動
- (2) 授業および研究の障害となるもの
- (3) 学外住民の迷惑となるもの
- (4) 学生活動として不相当と認められるもの

(施設及び備品の使用)

第6条 規程第16条に定める本学の施設、備品の使用にあたっては、下記項目を守らねばならない。

- (1) 備品の借用に際しては、借用書を提出しなければならない。ただし、施設使用の場合で、その施設に附属する備品についてはこの限りでない。
- (2) 借用した備品を紛失または破損した場合には、弁償しなければならない。
- (3) 施設の使用できる時間は原則として9:00～17:00までとする。
- (4) 施設の使用にあたっては、火気を使用すること、喫煙・飲酒することは原則として許可しない。
- (5) 施設の使用にあたっては、備え付けの備品を許可なく持ち出し、または配置変更してはならない。
- (6) 施設の使用を終えた時は、速やかに係員に報告しなければならない。
- (7) 施設を破損または汚損した時は、使用責任者は弁償しなければならない。

第7条 規程第18条に以って放送を行う場合には本細則第4条の各項に該当する内容の放送は許可しない。

附則 この規程は、昭和52年7月15日から施行する。

附表

※()内提出期限

団体結成願……………団体規約、構成員名簿、責任者氏名、団体の名称と目的、活動計画、(クラブ・同好会の場合)(1週間前迄)

団体解散届……………解散の理由、責任者氏名、学外団体加盟の有無(解散後1週間以内)

規約変更願……………変更規約、変更前後の名称、変更の理由、変更後の責任者氏名(1週間前迄)

団体加盟許可願………学外団体規約、加盟の目的、加盟員名簿、責任者氏名、学外団体責任者、学外団体の名称、(1週間前迄) 顧問の承認

学外団体行事参加願…参加者名簿、行事名、参加場所、活動計画、現地責任者、残留責任者、緊急時の連絡方法、(1週間前迄)クラブ・同好会にあっては顧問教職員の意見書

14. 大乘殿利用心得

(使用手続)

- 1 大乘殿を利用する際には、「大乘殿使用許可願」を使用3日前までに代表者の学生証を添えて学生課へ提出し許可を受けなければならない。

(使用時間)

- 2 使用時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 9時から16時30分まで

土曜日 9時から13時まで

ただし、次の場合には、「休日・時間外施設使用許可願」を使用する3日前までに学生課に提出して許可を受けなければならない。

- (1) 前項にあげる以外の時間に使用する場合（時間外延長を含む）
- (2) 日曜日・祝日及び休業期間中に利用する場合

(遵守事項)

- 3 使用者は、使用にあたり、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用時間を守ること
- (2) 目的外の用途に使用しないこと
- (3) 館内では火気の使用または、喫煙をしないこと
- (4) 飲食の持込はしないこと
- (5) 土足及び外履での入館はしないこと
- (6) 掲示その他これに類することはしないこと
- (7) 使用後はただちに原状に復するとともに清掃を行い、火気、水道栓の点検及び消灯、戸締りを厳重に励行すること

(使用許可の取消・使用の停止及び禁止)

- 4 次の各号に該当する場合には、使用許可の取消し、使用の停止または禁止することがある。

- (1) 使用願に虚偽の記載をしたとき
- (2) 遵守事項を守らず、使用させることは適当でないと認めた場合

(使用者の責任)

- 5 使用者は、故意または過失により建物・施設・器具等を損傷または滅失したときは、その損害についての弁済責任を負うものとする。

15. 部室使用細則

(目的)

第1条 この細則は、部室の適切な利用を規定することを目的とする。

(貸与)

第2条 部室は、公認されている部のみ、その使用を許可するものとする。

第3条 部室の使用は、部本来の活動のために限る。

第4条 部室の使用を希望する部は、毎年3月31日までに所定の使用願を学生課に提出しなければならない。

第5条 部室の使用許可期間はその年度限りとし、継続を希望する場合は改めて使用願を提出しなければならない。

2 継続使用願を提出しない時は、次年度の使用を認めない。

(返還)

第6条 部の解散、その他により使用目的が消滅した時は、速やかに学生課に届け出て返還しなければならない。

2 規定に違反した場合は、その室の使用を取り消すことがある。

(使用心得)

第7条 部室の使用を許可された部は、次のことを守らなければならない。

- (1) 入口に部名及び火元責任者名を表示すること。
- (2) 清潔・整頓・火災予防（特に煙草）・節電・節水に万全をすること。
- (3) 部室内においての飲酒をしないこと。
- (4) 部室の使用時間は、9時から20時までとし、この時間を超える時は、学生課に願出て許可を受けること。
- (5) 休業日の部室使用は、前日までに使用願を学生課に提出して許可を受けること。ただし、使用時間は9時から20時までとする。
- (6) 休業日の部活動を行う時は、登学・退出の際人員等を守衛所に届け出ること。
- (7) 他の部及び近隣住民の迷惑にならぬよう騒音等には十分気をつけること。
- (8) 室内の提示、その他これに類するものは部に直接関係あるものに限る。
- (9) 一室を数部で使用する場合、互いに協調し合うこと。

(禁止事項)

第8条 部室の使用を許可された部は、次のことをしてはならない。

- (1) 部室内での暖房器具の使用
- (2) 学外団体の本部支部または事務所の設置
- (3) 部員以外の者の使用。
- (4) 室内の施設・設備等無許可の移動・改廃・新設

(留意事項)

第9条 各部室の鍵は、各部責任をもって厳重に管理すること。

第10条 部室を使用しない時は必ず鍵をかけ盗難等にあわぬよう心掛けること。

第11条 事故防止に各自心掛け、万一事故のあった時は、速やかに学生課に届け出て指示を受けること。

第12条 部室の施設・設備等を汚損したり滅失または破損したりした時は、学生課に届け出て、その指示を受けること。

第13条 管理の必要上、教職員により検査または指示を拒否してはならない。

附則 この細則は、昭和52年9月29日から施行する。

16. 休学者の学費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第47条に基づき、休学者の学費について定める。

(休学者の学費)

第2条 休学者の学費は、その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の学費
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1か年 (翌学年前期末まで)	120,000円
	後期 (当学年末まで)	60,000円
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1か年 (翌学年末まで)	120,000円
	前期 (翌学年前期末まで)	60,000円
	当学年末まで	

2 学費は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(復学)

第3条 休学期間を中断して復学した場合は、実際の休学期間に応じて、所定の学費を納入する。

附則 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に際して、埼玉工業大学休学者学費免除に関する細則(昭和52年3月8日制定)は廃止する。

3 この細則は、大学院の休学者にも適用する。

17. 埼玉工業大学学費納付細則

(目的)

第1条 学費の納付については、学則に定めるもののほか、本細則によるものとする。

(学費)

第2条 学費とは、授業料、実験実習費、施設設備費、卒業研究費をいう。

2 学費の納付額は、本細則別表1に定める年額とする。ただし、授業料、実験実習費、施設設備費の年額を前期額及び後期額に2分割することができる。

(納付期限)

第3条 学費の納付は、次に掲げる期限までに納付しなければならない。

- | | | |
|---|------------|------------------------|
| 一 | 年額一括納付の期限 | 4月30日 |
| 二 | 年2回分割納付の期限 | 前期額 4月30日
後期額 9月30日 |

2 入学を許可された者の入学金及び初年度の学費の納付期限は、前項の規定にかかわらず、入学手続要項に定めた期日までとする。

(学費の返還)

第4条 既納の学費は、返還しない。ただし、学費を納付した在学生で、前期又は後期の初日の前日(その日が休日の場合はその翌日)までに退学(学則第42条)を願い出たとき、又は除籍(学則第54条4項)となったときには、在籍しない学期の学費を返還する。

(納付方法)

第5条 学費の納付方法は、指定の振込用紙による銀行振込とする。

(学費の延納)

第6条 保証人は、特別な理由により延納を希望するときは、第3条の納付期限までに、願い出て許可を得なければならない。延納期間は、前期、後期の納付期限から起算して3か月以内とする。

(卒業延期者の学費)

第7条 単位未修得のため卒業を延期された者で、9月に卒業を認められたときは、後期額の納付を要しない。

2 10月入学者については、9月を3月、後期額を前期額にそれぞれ読み替えるものとする。

(学費の免除)

第8条 4年を超えて在学し、卒業研究又は実験実習科目の単位をすでに修得した者については、卒業研究費又は実験実習費を免除する。

附則1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 埼玉工業大学工学部学費納付細則(平成12年4月1日制定)は、廃止する。

3 旧細則適用者は、別表1に掲げる年額から既納の額を差し引いた額を納付するものとする。

附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。

別表1

工学部 全学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者)

(単位:円)

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学2年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学3年目	授業料	660,000	660,000	1,320,000
在学4年目以降	授業料	660,000	660,000	1,420,000
	卒業研究費(注1)	100,000		
	調査研究・卒業研究費(注2)	100,000		

(注1) 機械工学科, 電子工学科, 情報システム学科, ヒューマン・ロボット学科
生命環境化学科(平成22年度以降の入学者)の学生に適用する。
ただし, 卒業研究Ⅱのみ履修するときは, 半期当たり50,000円とする。

(注2) 応用化学科, 情報工学科, 生命環境化学科(平成21年度以前の入学者)
の学生に適用する。
ただし, 卒業研究のみ履修するときは, 半期当たり50,000円とする。

学費明細表(平成28年度以降入学者)

(単位:円)

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
在学2年目	授業料	410,000	410,000	1,290,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
在学3年目	授業料	425,000	425,000	1,320,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
在学4年目以降	授業料	425,000	425,000	1,420,000
	実験実習費	75,000	75,000	
	施設設備費	160,000	160,000	
	卒業研究費(注1)	100,000		

(注1) 卒業研究Ⅰ又はⅡのいずれかを履修するときは, 半期当たり50,000円とする。

人間社会学部 情報社会学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者)

(単位:円)

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学3年目	授業料	585,000	585,000	1,170,000
在学4年目以降	授業料	585,000	585,000	1,170,000

学費明細表(平成28年度以降入学者)

(単位:円)

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
在学2年目	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
在学3年目	授業料	375,000	375,000	1,020,000
	施設設備費	135,000	135,000	
在学4年目以降	授業料	375,000	375,000	1,020,000
	施設設備費	135,000	135,000	

人間社会学部 心理学科

学費明細表(平成27年度以前の入学者)

(単位:円)

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	595,000	595,000	1,190,000
在学3年目	授業料	610,000	610,000	1,220,000
在学4年目以降	授業料	610,000	610,000	1,220,000

学費明細表(平成28年度以降入学者)

(単位:円)

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	360,000	360,000	990,000
	施設設備費	135,000	135,000	
在学2年目	授業料	360,000	360,000	1,040,000
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	
在学3年目	授業料	375,000	375,000	1,070,000
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	
在学4年目以降	授業料	375,000	375,000	1,070,000
	実験実習費	25,000	25,000	
	施設設備費	135,000	135,000	

18. 学校法人智香寺学園特別奨学金制度規程

(目的)

第1条 学校法人智香寺学園特別奨学金制度は、埼玉工業大学（以下「本学」と称する）学部学生で学業・人物ともに優秀なものに奨学金を授与し、これを奨励することを目的とする。

(資格)

第2条 本奨学金の授与を受ける者は、在学前年次までの成績が優秀かつ健全な学生と認められたものでなければならない。

2 学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者、埼玉工業大学奨学生を含む。）は、この規程で定める奨学生の対象とならない。

(審査及び決定時期)

第3条 本奨学生の審査は、常務理事会で行い、毎年度始めに決定する。

(選考方法)

第4条 本奨学金候補者の選考は、各学科において行い、学科長が推薦するものとする。

2 毎年度4月末日現在の普通進級者数に応じて、本奨学生の推薦人数を常務理事会で定める。

3 前項にかかわらず平成17年度、18年度に入学した学生の奨学生候補者推薦人数は、毎年度各学科5名とする。

(奨学金推薦手続)

第5条 本奨学生を推薦しようとするときは、年度始めに所定の推薦書に次の書類を添えて、学長宛提出しなければならない。

- (1) 成績証明書
- (2) その他必要な書類

(授与金額)

第6条 本奨学金の授与する金額は、次のとおりとする。

- (1) 奨学生一人 10万円

(決定通知)

第7条 本奨学生の採用を決定したときは、推薦のあった各学科長を通じて本人に通知するものとする。

(奨学金の支給)

第8条 本奨学金の支給は、5月に一括して行うものとする。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日から施行し、昭和61年度入学生から適用する。

附 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、「入学者に対する特待生制度」が整備されるまでの間、3年次生及び4年次生に対して、平成11年度から同規程を準用する。この場合において、同条中「1年次」を「在学前年次」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成19年度入学生より適用する。

19. 外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第63条に基づき入学を志願する外国人（以下「外国人留学生」という。）に関して、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 外国人留学生として出願し得る者は、次のいずれかの資格を備えている者でなければならない。ただし日本で高等学校3年間の教育を受けた者、在留資格の「定住者」は出願することはできない。

一 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者または修了見込みの者、及び国際バカロレア資格、アビトゥア資格またはバカロレア資格（フランス共和国）の保有者で18歳に達した者、またはこれらと同等以上の学力があると認められた者

二 出入国管理及び難民認定法第2条の2の第2項別表第1の4に規定する「留学」の在留資格を得て入国した者、または取得見込みの者

2 日本語能力が入学後の学習に支障をきたさない程度に備っていると認められる者

(入学時期)

第3条 外国人留学生の入学時期は学年の初めとする。

(入学学年)

第4条 入学を許可する学年は原則として1年次のみとする。

(選考)

第5条 入学の選考は学力・履歴・人物及び健康について行う。

2 日本語能力に関しては、筆記・口述その他適当な方法により審査する。

(出願書類)

第6条 外国人留学生として志願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

一 入学願書（本学所定のもの）

二 履歴書（学歴は学校種別ごとに修学した期間を明示すること）

三 最終出身校の卒業証明書または卒業見込証明書及び学業成績証明書

四 日本語能力証明書

五 健康診断書

六 住民票または旅券の写し

七 日本入国後の身元保証人の氏名・年齢・職業・住所等を記載した書類

2 前項各号の書類は日本語を使用するかもしくは日本語訳を添付しなければならない。

3 第1項に規定する検定料及び六・七の提出については入国後でもよい。

(保証人)

第7条 外国人留学生は、入学に際し保証人を定めなければならない。

2 前項保証人は、身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経費等について、一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

(入学許可)

第8条 外国人留学生の入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

(納付金)

第9条 入学を許可された者は、学則第44・46条により、入学金・授業料等納付金を納入しなければならない。

(外国人科目等履修生)

第10条 他大学に在学する外国人留学生は、研究上の必要に基づき、本学の科目等履修生となることができる。

2 この場合、本規程ならびに科目等履修生規程を準用する。

(外国人研究生)

第11条 学則第61条の規定に基づき本学の研究生を志願する外国人留学生に関しては、本規程ならびに研究生規程を準用する。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成2年10月19日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

20. 私費外国人留学生の学費減免に関する規程

(目的)

第1条 埼玉工業大学（以下「本学」という。）に在籍する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の学費（授業料、実験実習費、施設設備費）を減免するときは、この規程に基づいて行うものとする。

(対象)

第2条 対象とする留学生は、本学の正規の課程に在籍する留学生とする。ただし、国費外国人留学生、研究生、科目等履修生及び外国政府の派遣する留学生は、その対象としない。

2 次に該当する者は、次年度以降、授業料免除の対象としない。

- 一 出席日数を勘定し、学業継続の意志がないと認められる者
- 二 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
- 三 経済的に恵まれていると認められる者
- 四 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由によると認められたときは、この限りでない。

(減免の額)

第3条 減免の額は、学費に正規課程の入学年度に対応する減免率を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 減免率は、学費の30%とする。

(学費の減免の方法)

第4条 学費の減免は、学費の納付時期において、正規の学費から差し引くものとする。

ただし、分割納入の場合は、前・後期それぞれの学費額から各期の学費減免額を差し引いた額とする。

(減免の申請)

第5条 減免を受けようとする留学生は、所定の申請書（別紙）を指定された期日までに学校法人智香寺学園（以下「法人」という。）の理事長に提出するものとする。

(減免額の決定及び通知)

第6条 法人は、第5条（減免の申請）にかかる書類に基づき審査のうえ、減免の額を決定して留学生に通知する。

(減免の取消)

第7条 法人は、留学生が虚偽の申告等に基づき、学費の減免に該当しないと認められたときは、減免の取消を行うことができるものとする。

(減免金額の返還請求)

第8条 法人は、減免を取り消した場合には期限を定めて、すでに実施されている学費の減免金額の返還を請求する。

附 則 この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

21. 埼玉工業大学奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学の入学試験において、試験成績が優秀と認められる者及び入学後においても、学業成績が優秀と認められる者の、授業料等を免除するために必要な事項を定める。

(適用)

第2条 奨学生の対象となる入学試験は、次のとおりとする。

- 一 奨学生入試
- 二 一般入試A日程
- 三 センター利用A試験

第3条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

- 一 A奨学生 授業料・実験実習費・施設設備費の全額免除
- 二 B奨学生 授業料・実験実習費・施設設備費の半額免除
- 三 C奨学生 入学金相当額の返還

(対象者の決定)

第4条 各入学試験の結果において、総配点の7割以上(ただし、センター利用A試験については6割以上)の獲得を最低基準とし、かつ、各学科受験者数の30%を目途に奨学生の対象者を決定するが、試験結果等により、弾力的な運用を行うことができる。

ただし、奨学生入試における入学時の奨学生は、入学試験要項の定めによる。

- 2 奨学生対象者の中から、目途として、A奨学生20%、B奨学生30%、その他をC奨学生に分類し適用する。
- 3 A奨学生及びB奨学生については、1年から3年次までの各学年終了時における学科内学業成績により審査し(以下「審査」という。)、下記基準に基づき翌年度以降の対象者を決定する。
 - 一 工学部・人間社会学部とも、各学科在籍者に対し、A奨学生 上位5%以内、B奨学生 上位10%以内を目途とする。

(適用条件)

- 第5条 A奨学生については、審査によりA奨学生の基準から外れ、B奨学生の基準を満たすこととなった場合には、B奨学生の適用を行う。
- 2 B奨学生については、審査によりB奨学生の基準を満たした場合のみ、B奨学生の適用を行う。
 - 3 それぞれについて、B奨学生までの基準から外れた者は、翌年度以降奨学生の対象とならない。

(選考)

第6条 奨学生の選考は、学長の推薦に基づき、常務理事会で決定する。

(通知)

第7条 選考の結果は、本人及び保護者に対して、書面で行う。

(運営事務)

第8条 この規程の運営事務は、入学手続きに関わるまでを法人本部入試課で行い、入学後からの免除手続きは、教学部学生課が行う。

(その他)

第9条 学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者を含む。）は、この規程で定める奨学金の対象とならない。

2 この規程により、C奨学生を除く奨学生の対象となった者は、学校法人智香寺学園特別奨学金の支給の対象とならない。

(雑則)

第10条 この規程の変更は、常務理事会の議に基づき、理事長が行う。

附則 この規程は、平成21年1月21日から改正施行し、平成21年度入学者から適用する。

この規程は、平成21年10月6日より施行する。

この規程は、平成27年4月14日より施行する。

22. 埼玉工業大学後援会奨学金制度規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学後援会（以下「後援会」という。）の趣旨に基づいて、埼玉工業大学（以下「本学」という。）学部学生の学業成就と成績向上を助成することを目的とする。

(資格)

第2条 埼玉工業大学後援会奨学金（以下「奨学金」という。）を授与することができる者は、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により学業の継続困難と認められる者でなければならない。ただし、日本学生支援機構以外の団体から奨学金を受けている者を除く。

(授与金額)

第3条 奨学生への授与金額は、一人当たり年額10万円とする。

2 奨学金は返済の必要がない。

(期間)

第4条 奨学金を支給する期間は1年とする。

(手続)

第5条 奨学金の授与を希望する者は、所定の奨学金申請書に次の書類を添えて本学学生課へ提出しなければならない。

- 一 学業成績証明書
- 二 健康診断書
- 三 学費支弁者の所得証明書

2 申請は、毎年1回年度初めとする。

3 継続して奨学金の授与を希望する者は、改めて申請の手続を行わなければならない。

(選定)

第6条 奨学金を授与される者の選定は、日本学生支援機構奨学生推薦基準をもとに、本学学生委員会において行う。

(授与の時期)

第7条 奨学金は、10月に授与する。

(返還)

第8条 後援会は、奨学金を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、奨学金を返還させることがある。

- 一 休学又は退学したとき。
- 二 学業成績又は性行が不良となったとき。
- 三 懲戒処分を受けたとき。
- 四 その他奨学金を授与することが適当でないと認められたとき。

(運用)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨学金について必要な事項は、後援会役員会において定めるものとする。

附則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

この規程は、平成6年4月5日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

23. 埼玉工業大学後援会学費貸付制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学学生の学業継続を支援することを目的とし、無利子で貸付金を交付する。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、卒業見込の本学学生で、本人及び学費支弁者の経済状態から判断して学業の継続困難で、学費等を納入することが困難と認められ者とする。

(貸付金の額)

第3条 貸付金の額は、原則として当該年度の各期に納入すべき学費等納入金（以下「学費という。」）の二分の一に相当する額とする。

(貸付人数)

第4条 貸付を受ける者の数は、毎年度、若干名とする。

(貸付申込の時期と手続)

第5条 貸付の申込を希望する者は、所定の申込書とともに次の書類を添付して学生課に提出しなければならない。

- (1) 学業成績証明書
- (2) 学費支弁者の所得証明書
- (3) その他必要と認めた書類

2 申込は、毎年前期、後期2回とする。

(貸付の決定)

第6条 貸付の決定は、学生委員会が選考し、後援会長は副会長と協議のうえ、遂行し、事後次の役員会で報告する。

2 前項の決定の結果は、貸付金の申込をした者及び連帯保証人に通知する。

(返還)

第7条 返還は、貸付を受けた者が、学生課と打ち合わせた返還計画にしたがって、原則として卒業後5年以内に完了するものとする。

2 貸付を受けた者が、本学学則第53条（懲戒）もしくは第54条（除籍）の適用を受けたときは、貸付金の全額を返還しなければならない。但し、死亡の場合は、返還を免除する。

3 貸付を受けた者が、正当の事由なく、返還を遅滞したときは、本会は、未済の貸付金の全額を求めることができる。

4 貸付金の返還の細則については、別に定めるものとする。

(返還猶予)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として一年を限度として、返還期限を猶予することがある。

- (1) 貸付を受けた者が、災害や病気などで、著しく返還困難な状態に陥った場合
- (2) その他、後援会長が返還猶予を相当と認めた場合

(返還猶予の決定及びその通知)

第9条 返還猶予の願いが提出されたときは、その可否を後援会長が決定する。

2 前項の決定の結果は、貸付を受けた者及び連帯保証人に通知する。

附則 この規程は、平成6年4月5日に施行する。

附則 この規程は、平成12年4月1日に施行する。

